

競争ルールの検証に関するWG（第1回）

1 日時 令和2年4月21日（火） 13:00～14:30

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、佐藤構成員、
関口構成員、長田構成員、西村（暢）構成員

○オブザーバー

大黒公正取引委員会事務局経済取引局調整課課長補佐

○総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹村電気通信事業部長、今川総合通信基盤局総務課長、山碕
事業政策課長、大村料金サービス課長、梅村消費者行政第一課長、廣瀬番号企画室長、
中村料金サービス課企画官、中島料金サービス課課長補佐

4 議事

【中島料金サービス課課長補佐】 本日は、皆様、御参加いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

定刻となりましたので、ただいまから競争ルールの検証に関するワーキンググループ第
1回を開催いたします。

私は、本ワーキンググループの事務局を務めます、総務省総合通信基盤局料金サービス
課の中島と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、昨今の新型コロナウイルス関連の情勢を踏まえまして、ウ
ェブ会議による開催とさせていただきます。また、一般傍聴につきましても、ウェブ会
議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただいております。

このため、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたしま
す。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにしてい
たいただきますよう、お願いいたします。チャット機能もございますので、音声がつながらな
くなった場合など、必要があればそちらも御活用いただければと思います。

まず、ワーキンググループの開催に当たりまして、総合通信基盤局長事務取扱である谷
脇総務審議官から挨拶申し上げます。

谷脇総務審議官、よろしくお願いいたします。

【谷脇総合通信基盤局長】 総務審議官の谷脇でございます。新美主査をはじめ構成員の皆様におかれましては、御多用の折、本ワーキンググループに御参加をいただきまして誠にありがとうございます。

改めて申し上げるまでもなく、携帯電話は重要な社会インフラの一つとなっております。モバイル市場において、多様なサービスが低廉な料金で提供される環境を整備することは、我が国において極めて重要な政策課題の一つでございます。

こうした中、先のモバイル市場の競争環境に関する研究会におきまして、新美座長をはじめ構成員の皆様にご議論をいただきまして、その結果として、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みの是正などを内容とする電気通信事業法の改正、また、モバイル接続料における将来原価方式の導入などが実現をいたしまして、モバイル市場における競争環境の整備が前進をしたと考えております。

さて、改正電気通信事業法の施行から半年が経過をいたしました。改正法は、モバイル市場に大きな影響を与えるものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大によりまして経済活動が停滞をしている中、モバイル市場も大きな影響を受けているところでございます。様々な要因が複合しており、分析は非常に難しい面もございますけれども、モバイル市場の状況につきまして、客観的なデータに基づいて、また、関係者の御意見もお聞きしながら、丁寧に評価・検証を行っていくことが必要であると考えております。

また、モバイル市場をはじめとする通信市場におきましては、今後も急速な技術の進展や、それに伴う料金、サービス、利用者のニーズの多様化など、市場環境が急速に変化を続け、それに伴い新たな課題が浮き彫りになってくる可能性があることから、そのような課題につきまして、適時に検討を行っていくことが重要だと考えております。

そこで今般、電気通信市場検証会議の下、改正法施行後のモバイル市場の評価・検証や最終報告書で検討課題とされた事項、また、固定市場を含む通信市場における新たな課題について、検討をもう一段ギアを上げて進めるために、このワーキンググループを開催することといたしました。

昨今の新型コロナウイルス感染症による影響が拡大する中、国民の社会生活や経済活動の基盤となっております携帯電話に関しては、関係者が連携をして、感染拡大防止のための取組を行っていくとともに、公正な競争を通じて、さらなる料金の低廉化を図っていく

ことが極めて重要だと考えております。

構成員の皆様におかれましては、この変化の激しい電気通信事業分野において、公正な競争環境を確保するとともに利用者利便を向上することができるよう、ぜひとも闊達な御議論をしていただきたいと思いますと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【中島料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。

次に、本ワーキンググループの開催要綱についてです。開催要綱については、資料1-1のとおり配付しておりますので、御確認ください。

本ワーキンググループの主査については、明治大学の新美名誉教授に、主査代理については、東京大学大学院工学系研究科、相田教授をお願いしております。

なお、本日、西村真由美構成員は、御都合がつかず欠席となっております。また、大橋構成員につきましては、30分ほど遅れての参加となります。

それでは、これ以降の議事進行は新美主査をお願いしたいと存じます。

新美主査、よろしくお願いいたします。

【新美主査】 了解いたしました。

構成員の皆様、こんにちは。このたび、このワーキンググループの主査ということで、議事進行役を務めさせていただきます、新美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと存じます。

なお、このワーキンググループには、オブザーバーといたしまして公正取引委員会及び消費者庁に御参加いただいております。

本日は初回でございますので、まずは事務局から、これまでのモバイル市場に関する動向や改正法の背景等について御説明をいただきます。その後、各構成員の皆様からコメントを頂き、意見交換とさせていただければと思います。

それでは、はじめに、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

【中島料金サービス課課長補佐】 それでは、資料1-2を御覧ください。3ページ目から、これまでの経緯について御説明いたします。

3ページ目ですけれども、電気通信サービスの契約数の推移ということで、1990年から2019年までの固定電話、移動電話、LTEといった契約数の推移を示したものでございます。これを見ますと、2000年度に固定電話と移動電話が逆転、また、2012年度に固定電話と固定系ブロードバンドが逆転したといった経年の推移が見て取れると

思います。

続きまして、4ページを御覧ください。現在のモバイル市場の競争状況でございます。これまでモバイル市場は、実質的に大手携帯電話事業者（MNO）の3グループに取れんしていたところがございますけれども、御案内のとおり、本年4月から、楽天モバイル株式会社がMNOとして本格的にサービスを開始したところがございます。右の方へ行きまして、大手キャリアからネットワークの貸出しを受けてサービスを提供している、いわゆるMVNOでございますが、こちらが現在、シェア12.9%でございます。

5ページ目でございます。MVNOサービスの契約数の推移を示したものでございます。

続きまして、6ページでございます。モバイル市場の適正化に関するこれまでの取組を示したものでございます。2000年から2020年まで、およそ20年間のモバイル市場のこれまでの取組を1枚に表したものでございます。

7ページ、8ページ、9ページ、10ページは、先ほど6ページで取り上げていました接続料の適正化、料金の適正化、端末販売の適正化、SIMロック解除の推進、これらの4項目につきまして、それぞれ各項目ごとに、これまでの取組の経緯を示したものでございます。

11ページを御覧ください。先ほど示しました4つの項目について、従前、取組を進めてきたところがございますが、それでもなお、紫の枠に囲まれた部分、「スイッチングコストの抜本的な引下げが行われていない」、「規律が及ばない販売代理店による独自値引きが横行」、「通信料金と端末代金の区分が不分明」といった問題がございました。

12ページ目でございます。こちらは、いわゆるモバ研で、3つの利用者視点で見ていただいた取組について図示したものでございます。

続きまして、13ページでございます。昨年10月1日に、モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るために、改正電気通信事業法が施行されたところがございます。この法律には大きく3つの柱がございます。

まず左側、モバイル市場の競争の促進ということで、先ほど御説明したところがございますけれども、大手3社による寡占状態、端末代金と通信料金が一体化し、利用者に分かりにくく不公平であるといった、事業者間の競争が不十分であるということがありました。こちらを抜本的に改正するために、通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度を整備したところがございます。

続きまして、真ん中ですが、代理店の届出制度の導入でございます。これまで代

代理店の指導は、一義的に電気通信事業者の方に委ねられておりました、行政の現状把握が不十分でございました。これらを抜本的に改正するために、代理店に届出制度を導入することで、行政の方が代理店の不適切な業務の是正をすることを担保したものを導入しているところでございます。

右に行きまして、事業者・代理店の勧誘の適正化でございます。本ワーキングは競争ワーキングでございますので、直接的には関係ないところでございますけれども、モバイル・FTTHの苦情・相談といったところは近年、非常に高い割合で推移しておりました。これらを抜本的に見直すために、自己の名称等を告げずに勧誘する行為等を抑止することで、利用者利益の保護を図ることを導入しております。

14ページ目を御覧ください。改正電気通信事業法第27条の3のルール概要でございます。こちらは大きく2本の柱で構成されておりました、通信料金と端末代金の分離、行き過ぎた囲い込みの禁止の2本柱になっております。

まず左側、通信料金と端末代金の分離でございますが、端末の購入等を条件とする通信料金の割引を禁止する制度を導入しております。ほかに、通信料金とセット購入時の端末代金の値引き等の利益の提供の上限を2万円に制限するといった制度を導入しております。

右側、行き過ぎた囲い込みの禁止に関するところでございます。期間拘束契約の上限でございますが、これまで、一部には3年、4年といった長期の期間拘束といったものがございましたが、これを一律上限2年にすることを導入しております。期間拘束契約の違約金の上限は、例えば携帯電話であれば、これまで9,500円が違約金として設定されていたところでございますけれども、こちらの上限を1,000円にするといったところを導入しております。

15ページを御覧ください。先ほどの規律の対象として指定された事業者でございます。まず、MNOは全ての事業者が規律対象となっております。MVNOにつきましては、MNOの特定関係法人につきましては全ての事業者が規律対象となっております。そのほか、移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超える者、現在2社でございますけれども、インターネットイニシアティブ、オプテージの2社が規律対象として指定されているところでございます。

16ページ目を御覧ください。改正法の公布から施行までの経緯でございます。真ん中の、ピンク色になっておりますけれども、改正法の施行日の10月1日を基準に置きまして、その前後において、経緯を示したものでございます。省令、告示、ガイドライン等に

つきましては、各種研究会等で議論して、その制度を導入しているところがございます。

続きまして、改正法施行後のモバイル市場の動向についてでございます。

18ページを御覧ください。各社の料金プラン等の推移でございます。こちら真ん中に改正電気通信事業法の施行日の2019年10月1日を置きまして、その前後において、各社の料金プランの推移を示したものでございます。

19ページ目を御覧ください。携帯料金プランの推移でございます。各社の最大容量のプランを、昨年4月と本年4月を比較対照したものでございます。各社ともおよそ3,000円前後、昨年から料金が下がっているところが見てとれます。楽天モバイルにつきましては、昨年の比較対象はございませんので、本年4月の料金でございます。

20ページ目、21ページ目、22ページ目は、各社の料金プラン（4G）を示したものでございます。データ通信の使用量によりまして、段階的に料金が変わっているところがございます。

23ページ目を御覧ください。5Gサービスの提供状況でございます。各社とも、横に4Gの料金を比較対象として置いております。

24ページ目を御覧ください。各社の通信料金割引の適用イメージでございます。割引適用前の月額料金が上段に置いてありまして、その下ですけれども、永続的な割引、家族割引や固定割引といったものを引いた金額が、真ん中、上記割引適用後の月額料金として記載しております。その下に、一時的な割引、5G割引とかあるんですけれども、それを引いた、最後の全割引適用後の月額が一番下段の数字となっております。

25ページ目を御覧ください。こちらは参考資料なんですけれども、料金プランと対応端末の関係性を示したものでございます。基本的に、5G端末の場合は5Gプラン、4G端末の場合は4Gプランにしか加入できないことを示したものでございます。

26ページ目を御覧ください。スマートフォン機種数の価格帯別の分布でございます。2018年下半年発売と2019年下半年発売を比較したものでございます。2018年下半年につきましては高価格帯の機種の方が多かったんですけれども、2019年下半年発売におきましては比較的、低価格帯のお求めやすい端末の販売数が多くなっているところでございます。

27ページを御覧ください。各社が販売する5G端末の価格でございます。価格が未発表のものがございますけれども、価格が発表されているものにつきましては、10万円を超えるような高価格帯の機種の方が多いといった状況でございます。

28ページ目を御覧ください。諸外国の5G端末の価格でございます。諸外国も、10万円を超える高価格帯の機種が多いのでございますが、イギリス、中国を御覧いただきたいんですが、5万円台、6万円台といった比較のお求めやすい価格のものが販売されているところでございます。

29ページを御覧ください。メーカー主体のキャンペーンの状況でございます。

続きまして、30ページを御覧ください。各社の端末購入サポートプログラムの変遷でございます。こちら先ほどから出てくるように、真ん中に改正電気通信事業法の施行日、昨年10月1日を置きまして、その前後で各社のサポートプログラムの変遷を図示したものでございます。

31ページを御覧ください。各社の端末購入サポートプログラムの状況でございます。基本的に、対象者は、回線契約者と非回線契約者を区別しないで、端末購入のサポートプログラムを導入しているところでございます。

32ページを御覧ください。各事業者の端末購入サポートプログラムの実施状況でございます。

33ページ、34ページは、各事業者の端末購入サポートプログラムの適用イメージでございます。33ページがiPhoneで、34ページがAndroidのケースを記載しているものでございます。

続きまして、35ページを御覧ください。こちらは各社の販路ごとの端末販売状況を示したものでございます。基本的に回線契約者、非回線契約者とも販売をしているんですけども、若干、非回線契約者については制限がかかっていることが、この表から読み取れると思います。

続きまして、36ページ、37ページ、38ページは、各社の端末購入サポートプログラムによる端末の販売状況でございます。先ほどと同様に、回線契約者、非回線契約者によって若干、非回線契約者の方に制限がかかっているところが、この表から見て取れるのかなと思っております。

続きまして、39ページ、40ページ、41ページは、参考なんですけれども、各社の広告等の表示例を示したものでございます。

42ページを御覧ください。SIMロック解除ガイドライン改正の概要でございます。昨年11月22日にSIMロック解除ガイドラインを改正し、通信契約の有無にかかわらず、一括購入の場合または端末の購入時に、信用確認措置に応じる場合には、手数料無料

でSIMロックが解除された端末を販売することが決定しております。非回線契約者については2019年11月22日から、回線契約者は2020年4月6日から、中古端末のSIMロック解除につきましては、これはまだ先の話ですけれども、2020年10月1日から適用といったところでございます。

43ページ目は、参考になりますけれども、SIMロック解除の推進ということで、これまでの取組といったものを提示しております。

44ページ目は、MNO3社の販路別のSIMロック解除の状況でございます。

続きまして、45ページを御覧ください。改正電気通信事業法第27条の3、違反に関する指導でございます。改正電気通信事業法第27条の3なんですけれども、2万円を超える端末の値引きを行った場合に行政指導等を行うんですけれども、こういった事案が発覚しまして、本年3月6日に行政指導を実施しているところでございます。違反した販売代理店、委託元電気通信事業者につきましては、記載のとおりでございます。

どういった違反をしていたのかということになるんですけれども、事例①と事例②を付けておりますが、事例②の方でいいますと、携帯電話事業者の利益の提供を、3,000円のポイントを付けていたんですけれども、それを考慮せずに端末代金2万円分を値引きした結果、利益の提供が2万3,000円となり、上限の違反をしたところでございます。

46ページを御覧ください。情報提供窓口への情報提供のイメージとなっております。私ども総務省におきましては、各ブロック単位で総合通信局がございまして、こちらの方に情報提供者が情報提供のメールを送っていただいています。それを本省の方に上げていただきまして内容を精査、違反が疑われる事例につきましては、本省の方で適切な措置を実施しているところでございます。

47ページ目ですけれども、情報提供窓口への通報状況でございます。このうち下段の左の方、不適切と認められた事案の中の端末の値引き等の関係ですけれども、こちらの3件が、先ほど申し上げた行政指導案件でございます。

48ページ目、参考になりますけれども、違反の情報提供窓口の一覧になっております。

49ページ目を御覧ください。改正法施行後の規律の見直しでございます。改正法が施行されて以降も、不断の見直しを行っているところでございます。省令につきましては、3G巻取りの特例について、これまでPHSは対象外であったところ、関係各所からの要望によりまして、速やかに対象とすることにしたものでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症への対応でございます。本ワーキングとは直接

的な関係はないのかもしれませんが、総務省の取組といたしまして、新型コロナウイルスの対策につきまして、御説明させていただきます。

51ページ目ですけれども、電話料金等の支払猶予に関する事業者の取組として、3月19日付で総務省の方から関係4団体に、電話料金等の支払猶予に係る要請を実施したところでございます。総務省からの要請に応え、4月15日時点で支払猶予を実施している電気通信事業者につきましては、170社でございます。内訳は記載のとおりでございます。代表的な携帯キャリア3社とNTT東西の取組を下の方に記載しています。措置内容としましては、おおむね各社とも、本年5月までの支払期限を延長しているところでございます。

52ページ目は、電話料金の支払期限延長に係る要請の内容でございます。

53ページを御覧ください。通信環境の確保に関する事業者の取組といたしまして、4月3日付で、同じく関係4団体に対して、「学生等」と書いてありますけれども、学生に限定せず25歳以下が対象になっておりますけれども、その通信環境の確保に関する要請を行っております。現在、通信環境の確保に関する措置を実施している電気通信事業者は、24社となっております。大手3社の措置状況につきましては、この表の下段のとおりでございます。各社とも50ギガを上限に無償化しているところでございます。

54ページを御覧ください。大手キャリアを含めたその他の各社の通信環境の確保に関する措置の状況でございます。

55ページ、56ページ、57ページ、58ページにつきましては、通信環境の確保に関する要請の記載の内容でございます。

59ページを御覧ください。こちらも新型コロナの関係なんですけれども、MNO4社に対して、販売代理店の営業の縮小に関する要請を4月17日に実施したところでございます。

60ページ目を御覧ください。各社の取組につきましては記載のとおりでございます。

61ページ目は、要請の内容でございます。

続きまして、評価・検証の進め方でございます。

まず、63ページ目ですけれども、改正法により講じた措置の評価・検証の進め方でございます。改正法の施行後、電気通信事業法の一部改正に基づくモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的な考え方にに基づき、継続的に必要なデータを収集し、それを基に評価・検証を行っていくことを考えております。評価・検証の結果を踏まえ、措置の

見直しについては必要性を検討していくこととしております。

具体的な分析対象といたしましては、左のとおり、定量的なデータといたしまして、施行前の契約数の状況、その他、施行後の契約数の状況や端末販売台数の状況、端末代金の値引き等の状況といったものを定量的なデータとして用いて、評価・検証を行っていきたいと考えております。そのほか個別調査といたしまして、店頭における対応や中古市場の状況といったものを個別調査していきたいと考えております。また、利用者アンケートや今回のワーキンググループで事業者ヒアリング等を実施しながら、それも基に評価・検証を行っていきたい、そのように考えております。

具体的にはどのような感じで評価・検証を行っていくかということになりますけれども、右の方を御覧ください。まず、通信市場の動向がどのようになっているのか、新規契約、MNP、解約等がどのように推移しているのかといったものを評価・検証していきたいと考えております。また、通信料金の水準がどのように推移しているのか、諸外国と比べてどのようになっているのかといったものを評価・検証していきたいと考えております。そのほか、端末市場の動向や関連事業者の経営状況、また、利用者アンケートを実施しますので、利用者の意識の変化がどのようになっているのかといったことも評価・検証を進めていきたいと考えております。

64ページ目を御覧ください。先ほどの改正法以外に、構成員の皆様方にも御参画いただきましたモバイル研究会最終報告書において提言されておりました事項について、積み残しになっておりましたものを検討していくことを考えております。

左のところを御覧ください。モバ研の最終報告書による提言におきまして、行き過ぎた囲い込みの是正、販売代理店の在り方、端末市場の活性化、広告表示の適正化といったところにつきましては、引き続き注視・検討をしていくことが求められておりました。本ワーキンググループにおきましては、これらについても注視・検討していきたいと考えております。

具体的には、右側の方ですけれども、事業者乗換え時におけるスイッチングコスト、ナンバーポータビリティにおけるコストやその他の手数料、通信料金と他のサービスとのセット割引といった部分につきまして検証をしていきたいと考えております。そのほか、販売代理店の在り方、こちらは昨今のコロナの状況もありますので、どこまで詳細に初期の段階で取り上げていけるのかはありますけれども、販売代理店の在り方についても取り上げていきたいと考えております。その他、中古端末の流通や広告表示の適正化といった

ものについて注視・検討をしていくことを予定しております。

65ページ目、66ページ目は、モバ研の最終報告書における提言の内容でございます。

最後になりますけれども、今後のスケジュールについてでございます。

まず、本日、第1回目の会議を開催いたしました。その後、複数回、5月中旬まで行いまして、そこで通信市場・端末市場の現状やナンバーポータビリティ、代理店等の課題の現状について、事務局の方から説明をする予定でございます。

その後、5月中下旬から6月中下旬にかけて、MNO、MVNO、事業者団体、端末メーカーといったところからヒアリングを実施することを検討しております。

その後、6月中下旬から7月にかけて、複数回ですけれども、課題の現状やヒアリング等を踏まえまして、構成員の方々に議論を行っていただきたいと考えております。

その後、中間取りまとめという名前になるのか未定ですけれども、取りまとめをしていただきまして、それをパブコメにかけまして、法施行後1年を目途にした9月末から10月上旬にかけて、中間報告書なりを取りまとめていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、各構成員の皆様から自己紹介をしていただいた上で、コメントを頂ければと存じます。五十音順で参りたいと思いますので、まず、相田先生からお願いしたいと思います。お一人最大5分程度で御発言をお願いいたします。

まずは相田先生、よろしく申し上げます。

【相田主査代理】 東京大学の相田でございます。座長代理を務めさせていただくということで、皆様どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの事務局資料でいきますと、6ページ目辺りからでしょうか、これまでこれだけいろいろ取り組んできて、かなりやり尽くした感もある中をもって、まだ残念ながら、特に通信料金があまり目立って下がってこないというような実態があるわけでございますけれども、簡単なところでは、やはり端末と通信契約が完全に分離されたということで、本ワーキンググループのタイトル、競争ルールと言っているんですけれども、その競争はどの範囲の競争かということです。基本的には、ここで扱うのは通信事業者の間の競争かなと思う一方で、端末に関しては、そういう意味で、全然、通信事業者が売らなくてもいいということであるわけで、ページでいきますと、最後の方に御説明いただきました64ページ、65ページの辺りで、中古端末の流通というようなことで、端末に関して中古の

ことだけが取り上げられているんですけれども、考えてみたら、新しい端末だって、SIMフリーの端末をごく普通に並行輸入するとか、そういう一般的な売り方ということがもっと増えてもおかしくはないというところで、ぜひ、中古端末だけではなく、新しい端末についても、キャリア以外の流通ルートというのがどの程度育っているのかということについて調査していただければと思います。

それから、ここから多少話は離れますけれども、昨今の新型コロナウイルス関連につきまして、事業者の皆様方には、25歳以下の利用者に関する上限の緩和ということで御配慮いただきまして、大学の教員として大変ありがたく思っている次第でございますけれども、54ページ目辺りを見ていただきますと、いわゆるMNOさんが50ギガバイトというのをぱっと提供いただけているのに対して、MVNOさんはなかなかそこまで行かないというのが、やはり接続料の設定というあたりとの関係があるのかなというところで、今まではスピードを売るといようなことで、5Gで2時間の動画を3秒でダウンロードできますというような話もあったわけですが、このところのテレワーク、あるいはオンライン授業といったようなもので、スピードは要らないけれども、1か月全体を通して見るとかなりのデータ量になっているようなケースというのが出てくるということで、MVNOさんがその辺りに柔軟に対応できるような接続料の体系なのか何なのか、そのところがよく分からないところではあるんですけれども、その辺りも、これはちょっと長期的な検討になるかもしれませんが、検討の余地があるんじゃないかなと思っている次第です。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、大谷さん、よろしく申し上げます。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。モバイル研究会のときから検討に加わらせていただいております。改めて、競争ルールの検証は急務ということで、できれば定量的あるいは定性的なファクトをさらに重視した取組に関与させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今、事務局から御説明いただいた資料などを拝見して、若干感想めいておりますけれども、今後のこの検証ワーキンググループの活動についての、私の関心の在りかをお伝えしたいと思います。

2019年の初めに緊急提言が行われてから、1年以上が既に経過しておりますので、

一定の市場の動きは変わってきているだろうなと思っております。その中で、1つ目は、端末市場にどんな影響が及ぼされているのかというところが関心事でございます。緊急提言がなされてからですけれども、MNOを中心に、端末の販売に関する負の面があるのではないかという懸念などを頂いていたと思いますが、利用者にとっての入手しやすさなども含めて、正の面、負の面、両側を見ていきたいと思っております。

2つ目が、定性的な評価ということになると思いますが、スイッチングコストが低下したということが、利用者の生活実感として、どこまで実感されているかということについても見ていきたいと思っております。

3番目ですけれども、このところのコロナウイルスの感染拡大防止ということで、社会的距離を取りながら生活をするということの中で、テレワークが今、進められているところなんですけど、例えば低遅延であるとか、大容量であるとか、5G関係に期待する声というのでも改めて出てきているところです。5G関係の市場に対して、今回つくり上げたルールというのがどのように生きているのかということも、確認させていただければと思っています。

その確認の指標については、事務局から示されたとおりで問題ないと思っておりますが、コロナで誰も出不精になることを求められていますので、販売店の広告そのものを確認することはなかなか難しいわけですが、幸いにして代理店の届出制度などもありますので、それをうまく使いながら、必要な情報を得ていくことができると思っております。

また、コロナで表面化してきていることなんですけど、リアルのお店に行かずにウェブなどを通じてサポートを受ける、あるいは諸手続をするといったことが、どのような局面でも出てきているところだと思いますが、利用者から見て、MNOも、MVNOもですけれども、ウェブでの分かりやすい手続がなされているのか、必要な情報が示されているのかといったところについての実感といったものも、この機会に注目すべき点の一つではないかと考えているところでございます。

スケジュールを見ますと、非常にタイトな検討を行うこととなりますけれども、微力ではございますが、引き続きよろしくお願いたします。

以上でございます。ミュートにいたします。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、大橋先生、いらっしゃいますでしょうか。よろしくお願しま

す。

【大橋構成員】 大橋です。ありがとうございます。今回の検討会について、コメントを申し上げます。

まず、今回、評価・検証の進め方で、63ページ目に資料を頂いていますが、定量的なデータを用いて、しっかり、これまでのモバイル研究会等^等で出されてきた施策の評価・検証を行おうと。これは、ぜひしっかり進めていただきたいなという思いでいます。

また、やはりこれまで料金の適正化、端末販売の適正化、それらが通信市場や端末市場に与える影響、あるいは、消費者としてはこの2つを見ているわけですが、この市場競争、あるいは価格にどの程度影響を与えてきたのかというのは、これまでもその内外価格差とかOECDのデータで見えていたわけですが、通信品質のコントロールもしながら、しっかり定量的な分析というのはできるんじゃないかなと思います。

やはり今回こうした場でやられていることの一つの意味は、施策を立案したところについて、必ずしも検証でオーソライズをするというのではなくて、定量的に検証しつつ、それを施策の立案の方へ返して行って、さらに施策の方を、現状の評価に合わせてフィードバックするという役割をこの検討会が持つがゆえに、検討会の建付はこういうふうになっているのかなと理解をしていますので、ぜひしっかりとした検討を、定量的なデータに基づいてやっていくということを進める上で、幾ばくかの御協力ができればという思いでいます。

以上です。ありがとうございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、北さん、よろしくお祈いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

私からは、4点、コメント及び要望がございます。

1点目ですが、市場動向の評価・検証に関する要望でございます。

事務局がお作りになった2ページ目のデータや、電気通信市場検証会議のデータを拝見しますと、携帯電話の契約数に、マシン・ツー・マシンなど通信モジュール契約が含まれていて、携帯電話だけの数字が見えないとか、先ほど相田先生がおっしゃったように、SIMフリー端末の販売状況が見たいとか、完全分離以降、SIMロックを解除した端末を使ったSIMオンリーの販売が増加している、といったように、今後、携帯電話端末の販売及び回線契約の状況を正しく評価・検証するには、市場の実態を把握するに必要十分な

項目のデータが必要となると思いますので、ぜひキャリアさんには、分析に資するデータの開示への御協力をお願いします。

また、端末販売に係る検証については、前回の2007年の分離プランのときも、直後にリーマン・ショックが起これ、販売台数が大幅に減少しました。今回の分析においても、消費税増税と目下のコロナ禍の影響を可能な限り排除する工夫をしていただくようお願いいたします。私も最大限協力させていただきたいと思います。

2点目ですが、通信料金の競争についてのコメントです。

5G料金が3社から発表されました。各社とも、タリフ自身は4Gからあまりいじらずに、キャンペーンによる割引を組み合わせることによって、当面は4Gより5Gが安くなる設定、様子見のプランになっています。また、5Gでは3MNOとも、使い放題、アンリミテッドの世界に突入しましたが、使い放題と言いながら様々な条件がついています。

よりシンプルで分かりやすい料金体系にという点では、まだまだ非常に複雑で、相変わらず有利誤認を招きかねない状況と言えると思います。今後、よりシンプルで分かりやすい料金プランによる競争へシフトしていくこと、願わくば、タリフベースでの料金競争に移行してくれることを期待しています。

3点目ですが、端末価格競争についてのコメントと要望でございます。

iPhone SEの予約が始まりました。非常にお手頃なお値段ですね。既にミドルレンジ以下の端末の販売比率が完全分離後、上がってきていますが、iPhone SEの販売を機に、さらなるメーカー間の競争が巻き起こることを期待しています。

また、3MNOとも、端末購入サポートプログラムを改定して、白ロム売りの世界に突入したわけです。事務局の資料にありますように、回線契約者が非回線契約者よりも優遇されることがないように、同じ条件で提供されることを皆様をお願いしたいと思います。

また、KDDIさんの「かえトクプログラム」、及びソフトバンクさんの「トクするサポート+」については、残価あるいは残債免除の条件として、端末の返却に加えて端末の再購入が必要となっていて、端末による新たな囲い込みなのではないかという疑義がありますので、この点の検証が必要だと思います。

また、事務局に作っていただいた資料を見れば分かりますように、プログラムが非常に複雑でして、販売時にしっかりとお客様に説明していただくことをお願いいたします。

さらに申し上げますと、白ロム売りなので、2万円という規制の枠はもう外れていて、基本的に値付けは自由になっています。とはいえ、端末収支が赤字になれば、その赤字分

は通信料金で補填することになるため、端末の過度な安売りが進めば、再び通信料金の高止まりにつながります。例えば端末収支が赤字とならないことといった、白ロム売り時代の一定のルールづくりが必要であると考えます。

すみません、5分経ってしまいました。最後4点目です。代理店の在り方についてコメントいたします。

冒頭に触れましたように、コロナ禍の影響で、足元では恐らく、端末の販売数や新規獲得件数が減っていると思われます。それによって、これは他の業界も同じだと思いますが、特に中堅中小の販売代理店さんの経営が悪化している、あるいは今後悪化するのではないかと危惧しているところでございます。

コロナの影響はオンラインショップとかウェブでの手続の利用を促進すると思いますが、シニアを中心とした携帯ユーザーの駆け込み寺、あるいは地域のICT拠点としての携帯ショップがしっかりと生き残るために、業界を挙げて何か支援できることはないか、ぜひこのタイミングと一緒に考えたいと思います。

また、東洋経済オンラインの記事にありましたように、携帯電話の販売代理店に係る問題として、2つの問題が浮上していました。1つ目は、キャリアによる代理店評価のラダー設定によって適合性の原則に反した販売を代理店が強いられているのではないかという問題、2つ目が、代理店と合意しない条項による強制退店の問題、どちらも優越的地位の濫用に関わる問題なので、公正取引委員会マターだと思います。

ただ、前者の問題は、電気通信事業法の消費者保護ルールに関わる問題でもありますし、後者も強制退店を免れるために、本来必要ではない上位の料金プランやオプションを売りつけるという行為にスタッフを走らせているとすれば、前者と同じ問題でもあります。

この代理店問題は、平場でキャリアさんに聞いても、代理店さんに聞いても、何か出てくるはずがないので、例えば、経済産業省さんの新たなコンビニのあり方検討会で行われたように、販売代理店オーナーさんへのヒアリングとか、スタッフへのアンケート調査とか、現場の生の声をしっかり集める必要があります。

ただ、今の時期にはなかなかやりづらい調査だと思いますので、タイミングを見計らって、しっかりと行っていただきたいと思います。

以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、佐藤先生、よろしく申し上げます。

【佐藤構成員】 甲南大学の佐藤です。よろしくお願いします。

他の委員の先生方と同じような考えだと思います。法律を改正して競争ルールを変更したので、市場がどう変わりつつあるのか、きちっと見ていく必要があると思っています。消費者が合理的な選択をできる環境が整備されているか、事業者の競争環境が整備されつつあるのか、今年しっかりと見ていくつもりです。

あと、頂いた総務省資料の中で3点ほど、簡単なコメントを。

5ページに、MVNOサービスの契約数の推移、純増減数の変化がありますが、ざっくり純増減の変化を見てみると、例えばMNOは大きく増加しており、多分キャンペーン等で新規需要を取っているように見える。それに比べて、MVNOは一定で大きく変化していない。これだけの情報では競争の現状が見えないので、例えばどういう端末がどういう形で売られているとか、どういうサービスで顧客を獲得しているのか、MNOとMVNOのお客というのはどういうふうに異なっているのかということ、競争の中身がわかるような形で、現状どうなっているか見ていきたいと思いますので、追加の情報なり事業者のヒアリングで、よりマーケットの状況がわかるとよいです。

あと、19ページに料金プランが出ています。こちら料金も下がりましたという比較になっていますけど、実際、新しい料金に転換したのがどういうお客で、どのくらいの方が料金低下のメリットを享受しているのか、マーケット全体の様子が見えないので、そういう数字も、1か月おきなのか、3か月おきなのか、定期的に拾って、料金が下がっているメリットが多くのお客様にどれだけ広がっているか、きちんと見ていきたいと思います。

最後に、11ページとか12ページですが、まだ積み残した課題として、例えば12ページの左下になりますが、接続料算定の適正化、透明化、あるいは音声卸の料金の適正化、さらに5Gの時代にどういう機能開放が必要かということが示されています。競争ルール整備ということでは、まだまだ新たに検討すべき課題も残っているので、この辺も並行して議論を深めていくべきで、この議論はこの会議だけではないと思いますので、総務省として取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、関口先生、よろしくお願いします。

【関口構成員】 神奈川大学の関口でございます。

資料の54ページについて、相田先生からもお礼の一言がありましたけれども、私も教

員の端くれとして、各事業者さんに、このような25歳以下の利用者に対する配慮をいただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思っております。

MNOとMVNOは全く同じサービスが提供可能かということ、接続料の支払いがあるから、MVNOにとって、MNOと同じ50ギガというのはさすがにちょっときついと思いますが、可能な範囲でのサービス提供をいただくということについては感謝を申し上げたいと思っております。

こういったことが可能になったのも、データ接続料が劇的に低廉化してきているということも大きく貢献したと思っております。資料の11ページ、12ページ目にあるように、佐藤委員からも御指摘がございましたように、接続料水準の適正化ということについては、データ接続料については、かなり皆様の満足いくような水準にもなってきているということが言えると思うんですが、喫緊の課題としては、音声卸あるいは音声接続についての代替性、プレフィックス番号を利用者側が入力せずに利用可能かどうかというあたりで、一つの大きな山を迎えていると思っております。

御承知のように、日本通信の総務大臣裁定申請によって、2月に裁定案が出ておりまして、これとの関係もありますので、主戦場は接続料の研究会の方ということになると思うんですが、その橋渡しとして、11ページ目の話に絡めて、少し話題を振ってみたいと思います。

11枚目の(3)MVNO促進(接続料の適正化)のところ、原価からの営業費の除外というのが2010年に行われた。私も関係した会議で決まったことで、これによって設備コストに限定して接続原価への算入を認めたという点では、接続料算定に貢献したわけですが、今回の大臣裁定案では、音声卸の適正水準を測るために、この設備コストにMNOの営業費を加えるということもベンチマークの案として提示されております。

その意味で、今回は営業費の扱いについては、改めて着目をしなければいけないと思います。営業費の深掘りということについては、固定の方で結構厳しくやってきましたように、携帯の営業費についての検討についても今後、着目していきたいと思っております。

短いですが、以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、長田さん、よろしく申し上げます。

【長田構成員】 長田です。よろしくお願いたします。

ずっと長い間、この問題は取り組んできまして、大きく端末と通信の完全分離というの

もできて、どんなふうになるかなと思っていた期待からいけば、まだまだというのが現状だと思います。今、置かれている社会的な状況もあって、なかなか厳しいところがあると思うんですけども、今日、御説明いただいた資料を見ても、まず1つは、通信料金は確かに下がりました。法改正の前後のところ、各社御対応はいただいたと思いますけれども、それ以上、競争で下がっていったというのではなく、むしろ、24ページの通信料金割引の適用イメージを見ても、それぞれ何とか割引というようなもので引いて、少し安くして見せているという形になっているのかなというところで、きちんと通信料金そのものがもうちょっと下がるというのを希望しています。

それから、これは前からずっと言っている、端末の料金のことなんですけれども、一括払いで買った人に対しての端末値引きの仕組みがないことはとても残念です。35ページの資料にあるような、買換えプログラムが割賦販売を条件にしているというのがどうも私は納得がいきません。このところをもう少し、キャリアの皆さんとお話をしていきたいなと思っているところです。

また、今のコロナウイルスの状況の中で、端末の購入も、様々な手続もオンラインになっていっている中で、現状は、ドコモさんも、KDDIさんも、ソフトバンクさんも、オンラインでは非回線契約者の一括購入はできないことになっています。いずれそこは見直しをしていただくように望んでいます。

もう一つ、オンライン化して行って、先ほど大谷さんからも御指摘がありましたけれども、システムとか手続が分かりやすいのかどうかというところ、それから、何かそこに落とし穴はないのかということも思ったりしています。私の周りの人たちでも、MNPで申し込んだときに様々な勧誘を受け、何日以内の手続だとこれだけの割引がありますというようなことで誘われたけれども、新しいSIMが来なくてなかなか手続ができないみたいなトラブルも聞いたりすることもありますので、そういうことも含めて、オンラインでの手続についてもきちんと見直し、検証していくということも必要かなと思っています。

あとは、今回はモバイルだけではない競争環境ということで、全国的に今の状況の中でも、データ通信の大切さというか、通信がとても大切だということが伝わっている中で、ブロードバンドの契約についても多分、伸びていくのではないかなと思うんですけども、そういうところが適正な料金できちんと提供されているのかというようなところも見えていくべきだなと思っておりまして、セット割引なんかもまた、より声がかかっていくのではないかなと思いますので、その辺りも少し状況を見ていただきたいなと思っています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、西村先生、よろしく申し上げます。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。中央大学の西村でございます。

今回のワーキンググループでは、競争ルールの検証ということでございますけれども、現にあるルールの運用と効用という観点からの検討に、微力ながら関わっていかせていただければと考えております。

その中で2点、現在、コメントを考えておりました。

1点目は、今般の電気通信事業法の改正の目的、これは電気通信役務契約の解除を不当に妨げて、電気通信事業者間の適正な競争関係が阻害されるおそれがないようにすることというふうに理解しております。そして、その検証という意味では、今回特に、事務局の方に用意していただきました、スライド番号18から22ぐらいまでにおける新しい料金等の状況だと思っております。そして、やはりこれは今後、情報収集ということになるのかと思っております。

その中で、特に気になりますのが、契約者数が一番多い料金プラン帯がどの部分にあるのか、さらには、消費者がよりよいプランに移動していつているのか、これには、先ほどもお話に出ておりましたとおり、MNOとMVNOも含めました電気通信事業者間の移動のみならず、同一の電気通信事業者内での料金プランの変更もあるかと思えます。これらに関して、どのような要素が消費者側の移動に関係し、それをどのようなデータを見ることによって確認することが可能なのか、ぜひ検討をお願いしたいと考えております。

2点目ですけれども、スライド番号45、47にありますように、実際の規制実態と申しますか、運用と申しますか、併せまして通報内容の内訳の検討は、現にある競争ルールを検証するために必要であるというふうに感じております。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございました。

それでは、私の方から一言、コメントさせていただきます。

既に委員の皆様方がおっしゃったことで、私も思っていたことは尽きておりますので、それ以外でコメントすべき点を一つ、二つ申し上げたいと思います。

1つは、西村先生の最後のところと関連するんですが、公正競争の目的は一体何なのかというと、ユーザーにとって、それぞれのユーザーが適正だと思われる通信料金に収まっ

ているかどうかということが大事でございますので、公正な競争ルールと言えるかどうかというためのメジャーですね。何を尺度として測るのかというのは、我々は今後議論していかなければいけないことだろうと思います。

とりわけ今度のコロナの影響で、通信の利用環境、あるいはユーザーの要望というのは相当変化するだろうということが予測されます。極めて多様で、かつ高度な要求というのが出てくると思いますので、そういうものに応えられるような競争ルールになっていけるのかどうか、そういう点も含めて議論をしていきたいなと思っております。

こういったユーザー側の事情の変化と、さらには、これはこれまで我々のモバイル研究会で言ってきましたが、提供側の技術の高度な進歩、多様なサービスというのはいろんなものがありますので、それとどう組み合わせていくのかということ、今後しっかりと議論していきたいなと思っております。

その中でも、今日議論がありましたように、今度、テレワークあるいはテレティーチングと申しますか、学校の教育なんかインターネットを使ったものがたくさん増えてくると思いますが、そういうものについて、適正な料金の下で提供できるかどうかということも考慮に入れながら、議論を進めていけたらと思っております。

第1回目ということでございますので、皆様にいろんな観点からの御意見を賜りましたので、ぜひそれを生かしながら議論の進行役を務めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で私のコメントを終わりますが、欠席なさっている西村真由美先生からも事前にコメントを頂いているということでございますので、事務局から代読をよろしく願いいたします。

【中島料金サービス課課長補佐】 西村真由美先生から事前に御意見を賜っておりますので、事務局から代読いたします。

まず、14ページです。期間拘束契約の違約金の上限1,000円については、法改正によって、自分の契約の違約金が1,000円に自動的に変更されたと誤解をしている消費者が多いです。違約金1,000円の新プランへの移行がどの程度進んだのか、ぜひ確認いただきたいです。

25ページ目です。KDDIは端末非提示でも通信プランを契約できることとなっておりますが、動作確認等は契約者の自己責任でしょうか。ソフトバンクはSIM差替えについて、SIMの種類とサイズが一致していれば利用可とありますが、端末とSIMカードを

別々に購入することに伴い、SIMカードが適合しなかったという苦情が増えているように思います。利用者がSIMの種類とサイズを適切に判断できるのでしょうか。

35ページです。各社ともオンラインでの非回線契約者への一括購入による端末販売が「×」となっています。一括払いなので、即時に債権回収できるにもかかわらず、禁止されている理由を知りたいです。分割購入の場合で、端末購入プログラムの利用不可と利用可の差異がありますが、差異を設けている理由を知りたいです。

51ページ目です。携帯電話会社への月々の支払額には端末の割賦払いの金額が含まれている場合が多いですが、支払猶予の対象に割賦払いの金額は含まれるのでしょうか。

西村先生から頂いているコメントは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、以上の構成員の皆様方のコメント、あるいは質問を頂いたところですが、残された時間、御自由に御発言いただきたいと思います。御質問や御意見がございましたら、よろしくお願いたします。

まず、欠席された西村さんからいくつかの質問がありますが、事務局から答えられることがあったら、まずお答えいただきたいと思います。

【中島料金サービス課課長補佐】 頂いた御意見を踏まえて、事業者にも確認し、次回以降、御議論いただけるように準備していきたいと考えております。

【新美主査】 どうもありがとうございます。

それでは、どうぞ構成員の皆様、御自由に御発言いただきたいと思います。

お手元のメッセージのところで発言希望ということをおっしゃっていただければ、指名させていただきます。いかがでしょうか。

それでは、長田さん、どうぞよろしくお願いたします。

【長田構成員】 資料の47ページの情報提供窓口への通報状況のところ、通報された事案のタイプで、不適切と認められた事案、端末の値引き等関係が6で、そのうちの3が行政指導を行った件数ということなんですが、残りの3件については、行政指導をしなかったものの、何かはなかったのかどうか、教えていただければと思いました。

【新美主査】 事務局の方から、お答えをお願いします。

【大村料金サービス課長】 事務局、大村です。

6件のうちの3件については、その前のページで御覧いただいた形での行政指導を行いました。

残りの3件につきましては、そのような行政指導の形ということではなく、改善を促すことによって対応したということになっております。

【新美主査】 長田さん、よろしいでしょうか。

【長田構成員】 はい、結構です。ありがとうございます。

【新美主査】 ほかに発言を御希望の方、どうぞお知らせください。

いかがでしょうか。今日は初回ということもあって、なかなかエンジンがかからないかもしれませんが、どうぞ御遠慮なく御発言ください。

特にございませんか。それでは、何か事務局の方で付け加えることはございますでしょうか。なければ、今後の予定等について御説明をお願いいたします。

【中島料金サービス課課長補佐】 それでは、今後の予定について説明いたします。

本日の御議論を踏まえまして、次回会合において、個別論点について説明を行う予定でございます。日時等の詳細につきましては、別途、御連絡させていただきます。

以上、よろしくをお願いいたします。

【新美主査】 ありがとうございます。特に御発言ございませんようですので、本日はこれにて閉会ということにさせていただきます。

お忙しい中、ありがとうございました。以上でございます。

以上